

議 案 第 20 号

松戸市防災会議条例及び松戸市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市防災会議条例及び松戸市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年9月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

災害対策基本法の改正に伴い、松戸市防災会議の所掌事務及び委員の規定を整備するとともに、条例で引用する同法の条項名をこれに合わせるため。

松戸市防災会議条例及び松戸市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(松戸市防災会議条例の一部改正)

第1条 松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「次の各号による」を「次に掲げるとおりとする」に改め、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内

第3条第6項中「前項第8号」の次に「から第10号まで」を加える。

(松戸市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 松戸市災害対策本部条例（昭和38年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。